

武蔵小杉合同法律事務所

暑中お見舞い申し上げます

今年4月、神奈川の弁護士・事務局有志でドイツの自然エネルギーの視察旅行を企画し、わたしたちの事務所員も参加しました。

ドイツのシェーナウという街では、チェルノブイリ原発事故をきっかけに原子力発電に疑問を持った住民が脱原発の活動をはじめ、1997年には市民が主体となって自然エネルギーによる電力を供給する電力会社を設立しました。2009年からは協同組合という形をとり、「軍需産業や原子力産業ではなく環境のことを考えている企業に出資したい」という、約3000人の共同出資者に支えられています。会社の顧客は現在約15万人、従業員数は約100名で、近隣地域で3番目に多くの雇用を生み出しているということです。

視察では、会社の経営責任者であるウルズラ・スラーデックさんのお話を聞くことができました。

ウルズラさんたちは、脱原発の活動をしながらも原発で作られた電気を買わなければいけないことに疑問を感じ、自分たちで電力会社を作り、市場の中で勝負をする道を選んだそうです。

「自然エネルギーで家庭の電力はまかなえても、企業や工場の電力を賄うのは無理だ」という声もあったそうですが、顧客である、チョコレートで有名なリッター・シュボルトというドイツの大企業を例に挙げ、大きな会社でも自然エネルギーで電力を賄うことが可能であるということを説明してくれました。

「福島で起きてしまったことは非常に悲しいことですが、それをきっかけに、こうして皆様が訪れてきてくれることは嬉しく思います。私たちから得られたものを皆様が日本に持ち帰り仕事やその他の活動で活かして頂ければ嬉しく思います。私たちは日本が最終的に脱原発を果たされるよう心から願っております。」(ウルズラさん)。

シェーナウの市民の取り組みから、大きな感銘と勇気をもって、帰国しました。

NEWS VOL.7 2013.08



1. 「私たちは核のゴミを残しません!」「シェーナウには「変革の流れをつくる電力」があります」と書かれたシェーナウ電力会社のステッカー。街中でもよくみかけました。2. バイオマス発電農家で、原料となる飼料をみせてもらいました。3. フライアムト村にて、市民が出資してつくられた風車。

事故の原因解明も収束も見えないなかで、再稼働に躍起になる政府や電力会社の姿をみるにつけ、ドイツの市民になって、私たち市民が脱原発のために知恵を絞って、勇気を出して行動をしていくことが必要だと改めて思います。



言論には言論で—

弁護士 神原 元

今年に入り、東京新宿区の新大久保駅周辺において、「朝鮮人を殺せ」「叩き出せ」等の醜悪な「ヘイトスピーチ」（特定の人種や民族に対する差別や暴力を扇動する言動）を伴うデモが繰り返し行われています。ヘイトスピーチは海外では犯罪として処罰する国も多い中、日本では法的規制もなく、社会の批判も弱かったせいか、野放しになっているのです。ヘイトスピーチは、特定の民族に属する人々の基本的人権を謂れなく侵害するものであり、絶対に許されないものです。

ヘイトスピーチが横行する背景には、社会の閉塞感があるようです。展望のない、将来の見えない社会に対する憤懣を、より弱い、少数者にぶつけていることが考えられます。このような社会状況は戦前の軍国主義の時代を想起させるもので、非常に深刻だと思っています。

幸い、ヘイトスピーチに対して、街頭に出て抗議する市民が現れました。新大久保駅周辺には、「仲良くしようぜ」などと書かれたプラカードが目立つようになりまし。そして、ついに7月7日のヘイトスピーチデモは、このような市民の包囲によって中止に追い込まれたのです。このような市民の姿は、「言論には言論で対抗する」という民主主義のあるべき姿・理念を体現するものといえます。このような市民とともにさらに歩み続ける所存です。



2月17日（日）新大久保にて



断捨離で社会貢献！～眠っている書籍はありませんか

弁護士 鈴木 麻子

ちょっとした活字中毒で、待ち時間や移動時間に読む雑誌や本が手元にないと出先のキオスクや本屋で、どんどん本を買ってしまいます。最近、旅先（写真：ギリシャ・サントリーニ島の青い海をバックに！）に前から読みたかった「海辺のカフカ」（村上春樹）を持っていきました。10年以上前の小説ですが、その世界観に引き込まれ一気に読了。

問題は読み終わった本の置き場所。本棚からあふれ出す本を整理しようと思っても、捨てるのは忍びなく、古本屋さんに売りにいくのも面倒で・・・と思っていたら朗報が！

古本を引き取ってもらって、その買い取り価格分を自分が応援するNGOに寄付できる「チャリボン」という仕組みをご存じですか？インターネットかFAXで申し込み、5冊以上であれば指定した日時に無償で宅配業者が引き取りに来てくれます。私も早速60冊ほど引き取ってもらいましたが、とってもカンタン！買い取り価格がつかない本は、ブックギフトとして施設等に寄贈されるということです。断捨離と社会貢献の一石二鳥ですね。

私が参加している国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ（HRN）も「チャリボン」に登録し、続々と本の寄付をいただいています。HRNは、アジア地域をはじめとする世界の人権問題に取り組んでおり、寄付金は、ビルマ（ミャンマー）の少数民族の若者の教育支援や、現地調査などの活動費用にあてられます。

こんな風に、ひとりひとりの善意や貢献したいという気持ちの結果につながっていく仕組みがどんどん増えていくと素敵ですね。みなさんも、ぜひ、眠っている書籍を寄付してみませんか？

詳しくは、「チャリボン」で検索！



「消費税を上げろ」—いったい誰が言っている？

弁護士 阪田 勝彦



来年4月、再来年10月に増額予定とされている消費税について考えてみました。

一般に言われるところの消費税のメリットは、徴収の确实・容易性です。調査能力の問題から自己申告制になる所得税法人税とは違い、使ったときに課税する消費税では誤魔化しがきかず税の徴収が确实になります。しかし、今の我が国の消費税増税は、その分所得税を減らして、代わりに消費税を上げようというのではなく、単純な増税なのでこれは増税の理由にはなりません。そして増税を増やすのであれば、まずは、高所得者に限定した所得税や法人税増税から考えるのが筋ですが、それはおこなわず消費税増税を選択する。これは何故でしょうか。

消費税（付加価値税）は、もともと輸出事業を支援する目的をもって考えられたものとも指摘されています。というのはGATT協定で、自分の国の輸出企業に補助金を出すことは許されないからです。これを避けるために消費税が利用されていると言われていいます。輸出産業は、海外で販売した売上げ分の消費税相当額が国から還付されます。還付される理由は、下請から購入し、国外へ販売する輸出メーカーは、下請に消費税を払うが、国外での販売では消費税を回収できないので、これを国が還付するというものです。しかし、実際には輸出産業の下請は、輸出メーカーへ消費税分を請求できておらず、実質的には輸出企業に消費税分の「輸出補助金」を国が出している形です。

この還付金は、消費税5%の税収全てのうち、約1%分にのびります。全国民一律に集めた税収の実に5分の1が僅かの数しかない輸出企業に丸ごと流れているのです。消費税を上げれば、還付の金額も当然大きくなっていくでしょう。

「消費税を上げろ」の声、これはいったい誰が言っているのでしょうか。

¥ ? %

お薦めの1冊、お薦めの講演

弁護士 穂積 匡史



松元雅和著「平和主義とは何か 政治哲学で考える戦争と平和」（中公新書）
この1冊が面白い。



「愛する人が襲われても抵抗しないのか?」「隣で虐殺が起きても黙って見過ごすのか?」などといった、“平和主義者”がしばしば直面する疑問と誠実に向き合い、思索を深めながら、(戦争と平和に関していかなる立場に立つにせよ)丁寧に議論をすることの大切さを教えてくれる良書です。「強いリーダー」「決められる政治」など、前のめりの勇ましい言葉がもてはやされる…そんな危うい時代の空気の中、弱冠30代半ばの学者が丁寧に積み上げる緻密な議論は、貴重な財産となるはずです。

国際紛争を病状に譬えながら平和への決意を表明する終章まで、時間を忘れて一気に読ませます。市民革命、奴隷制、黒人の大統領…多くの壁を乗り越えてきた人類が、戦争の放棄を実現するまで、そう遠くないはず。そして既に戦後68年、憲法九条を携えて、戦争の放棄を実現してきたのだから、

もう少し九条と一緒にがんばってみよう。そう思う勇気を与えてくれる1冊です。

これほど1頁1頁を大切に繰りたくなる本に出会ったのは本当に久しぶり。ちなみにその前は、感動的な最終講義が収められた上野千鶴子著「生き延びるための思想 新版」（岩波現代文庫）でした。その上野さんが、9月26日（木）午後7時から、関内ホール（1100名収容！）で憲法について講演なさるそうです（横浜弁護士会主催）。ぜひ足をお運びください。

はじめまして。武蔵小杉合同法律事務所に入所させていただくことになりました。事務局の稲木瑞来です。よろしくお願いいたします。

私は今年の春、アメリカワイオミング州の自然学校に短期留学していました。留学中は毎日地元の子どもたちと一緒にスノーシューを履いて雪山の散策やバードウォッチング、野生動物の観察、地質調査、ナイトハイクなど…、非常にアクティブな生活を送りました。



たくさん貴重な経験ができたのですが、中でも特に移動中の道路で遭遇した野生のバイソンは衝撃的でした!!!

ワイオミングでの野生動物との出会いや雄大な景色の中での生活は、私にとって忘れがちな「自然との共生」を実感する大変充実した時間となりました。



(事務局 稲木瑞来)

4月、ヨーロッパ自然エネルギー視察旅行に参加しました。

まずはドイツで、自然エネルギーについて学ぶべく、市民が作った電力会社や、バイオマス発電農家、風力発電施設を見学しました。小さい頃1年半程ドイツに住んでいたことがあり、懐かしいドイツ語の響きを聞きながら、(残念ながら今はほとんど意味を理解することはできませんが…)日本より20年はすすんでいると思われるドイツの自然エネルギー事情に、焦りを感じると同時に、たくさんの「お手本」があることに希望も感じました。

次にイタリアへ。初めて訪れるイタリアは、期待通りにワインとパスタがとってもおいしかった!歴史ある建築物がそこらじゅうにあって街並みは中世そのまま。



ドイツでもイタリアでも自然環境や歴史あるものを大切にしている人々の精神に感動しました。

(事務局 鈴木杏子)

引っ越しをしました。

引っ越し作業恒例[荷造り始める→思い出の品出てくる→振り返る→作業遅れる]という一連の流れにはまりつつも、今回はかなりの断捨離に成功。引っ越しは何度やっても大変ですが、身の回りの整理にはとてもいい機会です。

「使うかもしれない」は「きっと使わない」に変換。「もうこの際、要る物すら捨ててしまおう」という勢いで容赦なく処分すると、そのあまりの多さに「わたしは不要品に埋もれて暮らしていたのか」と衝撃を受けました。

もう着ませんよ“いつの日か以来の洋服”。一体いつ使うんですか“いい感じの紙袋&箱”。もうそれは絶対に要らない“既がない家電の説明書”。中には惜別の情が拭えない品もありましたが、物理的にだけでなく、心の整理も出来たように思います。

(事務局 服部泰子)



※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、綱島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所(動物救命救急センターの前)の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサビックス(学習塾)の青い看板が立っているビル5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月にあたらしく武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>